### 令和6年度高知県獣医学術四国地区学会運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、令和6年度高知県獣医学術四国地区学会運営費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、獣医学における最新の知識の習得及び技術の研さんのため、公益社団法人 高知県獣医師会(以下「補助事業者」という。)が実施する令和6年度獣医学術四国地区 学会の開催に要する経費に対して予算の範囲内で補助する。

#### (補助率及び補助対象経費)

第3条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)の補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

### (補助金の交付の申請)

- 第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕 入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法 (昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することが できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方 消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。 ただし、申請時において、当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、 この限りでない。

### (補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定により提出された申請書を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときを除く。

## (補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者(間接補助事業者を含む。)が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

#### (補助の条件)

- 第7条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1)補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
  - (2)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、事前に知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
  - (3)補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
  - (4)補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者にしないこと、契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
  - (5) 県税の滞納がないこと。

### (補助事業の変更等)

- 第8条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。
  - (1)補助金額が増額となる場合
  - (2)補助金額を20パーセントを超えて減額する場合
  - (3)補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

### (補助金の概算払の請求)

第9条 補助事業者は、補助金の概算払を請求するときは、別記第3号様式による補助金 概算払請求書を知事に提出しなければならない。

## (補助事業の実績報告等)

- 第10条 補助事業者は、補助事業の完了後30日を超過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実 績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等

が確定したときには、その金額(前項の規定により減額して実績報告を行っていた場合にあっては、その報告において減額した分を除く。)を別記第5号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

### (補助金額の確定)

第11条 知事は、補助事業者から前条第1項の規定による報告を受けた場合は、報告書の書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実績結果が補助金の交付の決定の内容に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、当該補助事業者に交付する。

## (グリーン購入)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

### (情報の開示)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

### (委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附則

- 1 この要綱は、令和6年5月31日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第3号、第10条第3項及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

# 別表第1(第3条関係)

補助対象経費	内 訳	補助率
印刷製本費	開催に係る計画書、プログラム等	
使用料及び借り上げ料	開催に係る会場借り上げ料等	
通信費	開催に係る電話料、郵送料等	定額
消耗品費	開催に係る事務用品等	

### 別表第2(第5条-第7条関係)

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」 という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条 第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第1号様式(第4条関係)

第 号 日

高知県知事様

住 所 団 体 名 代表者名 生年月日

ЕД

# 令和6年度高知県獣医学術四国地区学会運営費補助金交付申請書

このことについて下記のとおり事業を実施したいので、令和6年度高知県獣医学術四国地区学会運営費補助金交付要綱第4条第1項の規定により補助金 円を交付されたく、関係書類等を添えて申請します。

記

1 事業の目的

# 2 事業内容及び経費の配分

# (1)事業計画

事業の名称	期日	開催場所	内容	備考

(2)経費の配分 (単位:円)

補助対象経費区分	事業費	負担	備考	
開助以象柱質区力	尹未貝	県補助金	その他	佣 写

# 3 収支予算

(1)収入の部 (単位:円)

内訳	予算額	精算額	比較		備考
/שַּׁבּאַ	了异创	相异的	増	減	佣石
県補助金					
その他					
計					

(2) 支出の部 (単位:円)

内訳	予算額	精算額	比較		備考
ופרא	1/异识	相异识	増	減	佣'与
計					

## 4 添付書類

県税の滞納がないことを証する証明書(県税の納税義務がない場合はその旨の申立書) 又は

県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)

※1: 税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式

※2:補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証 の写し等

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、 健康保険証の写し等

(注)マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

第 号 日

ΕD

高知県知事様

住 所 団体名 代表者名 生年月日

令和6年度高知県獣医学術四国地区学会運営費補助事業変更(中止・廃止)承認申請書令和 年 月 日付高知県指令 第 号で補助金の交付の決定を受けました事業について、下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、令和6年度高知県獣医学術四国地区学会運営費補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

- 1 事業変更(中止・廃止)の理由
- 2 変更(中止・廃止)する事業内容及び経費区分

## (1)事業計画

事業の名称	期日	開催場所	内 容	備考

(2)経費の配分 (単位:円)

補助対象経費区分	事業費	負担区分		備考
用	尹未貝	県補助金	その他	佣 5

(注) 当初計画と変更後計画を明確に区分し、今後の措置についても記入してください。

# 3 収支予算

(1)収入の部 (単位:円)

内訳	当初予算額	比較 北加又等館 - 亦再後又等館 - 比較		備考	
トカョン	当物才异创 	変更後予算額	増	減	佣专
県補助金					
その他					
計					

(2) 支出の部 (単位:円)

内訳	当初予算額	当初予算額 変更後予算額 比較		備考	
/ופַעא	以		增	減	佣石
計					

第			号
	年	月	$\Box$

高知県知事様

住 所 団 体 名 代表者名 生年月日

# 令和6年度高知県獣医学術四国地区学会運営費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付高知県指令 第 号で補助金の交付の決定を受けました 事業について、令和6年度高知県獣医学術四国地区学会運営費補助金交付要綱第9条の規 定により下記のとおり補助金 円を概算払により交付されるよう請求します。

記

## 1 概算払請求の内訳

(単位:円)

ΕD

対象事業	交付	既受領額	今回請求額	残額	事業完了予定	備考
区分	決定額	金額	金額	金額	年月日	佣石
計						

# 2 概算払を請求する理由

3 振込先

金融機関名:

口 座 名:

預金種別:

口座番号:

第 号 日

ΕD

高知県知事様

住 所 団 体 名 代表者名 生年月日

## 令和6年度高知県獣医学術四国地区学会運営費補助金実績報告書

令和 年 月 日付高知県指令 第 号で補助金の交付の決定を受けました 事業について、下記のとおり実施しましたので、令和6年度高知県獣医学術四国地区学会 運営費補助金交付要綱第10条第1項の規定によりその実績を報告します。

記

## 1 事業の目的

# 2 事業内容及び経費の配分

# (1)事業計画

事業の名称	期日	開催場所	内 容	備考

(2)経費の配分 (単位:円)

補助対象経費区分	事業費	負担区分		備考
		県補助金	その他	佣 5

# 3 収支決算

(1)収入の部 (単位:円)

内訳	<b>文</b> 笞宛	精算額	比	較	- 備考
\ \\	内訳    予算額	相异创	増	減	
県補助金					
その他					
計					

(2) 支出の部 (単位:円)

内訳	予算額	精算額	比較		備考
/שַּׁבּאַ	了异创	相异的	増	減	佣石
計					

(注)報告内容に関する参考資料を添付してください。

第 号 日

ΕD

高知県知事様

住 所団 体 名代表者名生年月日

令和6年度高知県獣医学術四国地区学会運営費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付高知県指令 第 号で交付の決定を受けました令和6年 度高知県獣医学術四国地区学会運営費補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定しました ので、同補助金交付要綱第10条第3項の規定により報告します。

記

令和6年度獣医学術四国地区学会運営費補助金交付要綱	P
第 11 条の規定により補助金の確定額	13
実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	円
補助金返還相当額	Э.

(注)報告内容に関する参考資料を添付してください。